

令和7年

第2回臨時会

会 議 録

(第2号)

令和7年3月27日

令和7年第2回 江差町議会臨時会
(第2号)

◎期日及び場所

令和7年3月27日(木) 10時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

日程第1 議案第1号 かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票
条例の制定について

◎会議に付した事件

日程第1 議案第1号 かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票
条例の制定について

◎出席議員(12名)

議	長	萩原	徹
副	議	塚本	眞
議	員	打越東	亜夫
〃		飯田隆	一
〃		小野寺	眞
〃		室井正	行
〃		小梅洋	子
〃		西海谷	望
〃		出崎太	郎
〃		田畑豊	利
〃		大門和	幸
〃		増永一	彦

◎出席説明者

町	長	照井誉	之介
副	町	田畑	明
教	育	出崎雄	司
総	務	岸田礼	治
ま	ち	布施順	司
づ	く	長尾恵	一
り	推	西海谷	靖
進	課		
課	長		
財	政		
課	長		
町	民		
福	祉		
課	長		

町民福祉課参事	中 澤 貴 徳
健康推進課長	若 狭 巧
産業振興課長	畑 竜 哉
産業振興課参事	久保田 栄 徳
追分観光課長	国 仙 敏 孝
建設水道課長	岸 田 雄 治
高齢あんしん課長	畑 明日香
出納室長	岸 田 真 由 美
学校教育課長	宮 津 宗 介
社会教育課長	安 田 克 臣
総務課主幹	森 直 彦
まちづくり推進課主幹	秋 山 悦 子
まちづくり推進課主幹	明 上 真 也

(議会事務局)

局 長	梅 川 年 代
書 記	三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、議案第1号、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。

(議長)

本案については、議長を除く11名の議員で構成する「かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例審査特別委員会」に付託し審査されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」

議長。

(議長)

塚本委員長。

「塚本委員長」

本委員会付託された審査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告する。

1. 審査案件。令和7年第2回臨時会、議案第1号、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について。

2. 審査の経緯と結果。本件については、地方自治法第74条第1項の規定により、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定の請求がなされたことから令和7年3月24日開催の第2回臨時会に議案第1号として上程されたものであります。

これを受け、同日の本会議において、本特別委員会が設置され、審査が付託された

ことから、翌25日、本特別委員会を開催し、審査を行ったものであります。

審査においては、まず町長、副町長、関係各課職員の出席の元、条例案等について質疑を行い、本件に係る署名簿の審査方法や審査結果、条文内容の確認等を行ったところであります。

また、参考人として、条例制定請求代表者である田畑豊利氏に対しても質疑を行い、署名簿の重複記載や自署では無いなどにより、選挙管理委員会から15名が無効とされた事や請求の要旨における事実誤認など署名活動に対しての疑義が生じていたことから、これらに関する質疑が中心となったところであります。

質疑終了後、委員会相互による、おける自由討議を踏まえた上で討論を行い、反対討論においては、条例案は誤字脱字、条文の不備等が多数見受けられることや、町が推進する道の駅整備事業は、町のシンボルであるかもめ島を活用し、観光振興や地域経済の発展を目指すものであり、町の持続的発展に寄与する必要不可欠なものであり、住民投票ではなく、町民の皆さまと対話を深めながら、より良い形で事業を推進すべきという主旨の討論を3名の委員が行い、また賛成討論においては、積極的に町民に対して進んで説明をするべきだがそういう意向が見えなかったため、財源問題を含めた22億円の事業計画について、住民投票の公報において、町民に分かり易く説明していく住民投票を実施し、町民の考えを聞くべきという主旨の討論を2名の委員が行ったところであります。

このような論議を踏まえ、その後行った採決の結果、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定については、当日出席した委員長を除く9名の委員のうち、賛成者3名、反対者6名により否決すべきものと決定されたものであります。

なお、主な質疑、討論内容を下記の通り記述したので参照願いたい。

以上、委員会審査内容として報告致します。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりました。

(議長)

お諮りします。

只今、報告がありました本案については、議長を除く議員全員による特別委員会でするので、委員長に対する質疑を省略し、討論を行うことにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、これより討論を行います。

(議長)

まず、原案に賛成者の討論を行います。
討論希望ございますか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

皆さま、おはようございます。(「おはようございます」の声。)

私からは住民投票条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

私は、これまで定例会を通しまして、色んな角度からこの構想について、町長に対して質問、質疑をして参りました。

その基本は、当該場所は地震の津波の恐れがあるという、そういう観点で主に質問してまいりました。皆さま良くご存じのように、32年前に奥尻を襲った北海道南西沖地震。あの悲惨な状況を目の当たりにした1人として、その町、北海道が津波災害区域に指定している場所であります。そこに小さいお子さん、小学生低学年が集い、遊ぶ遊戯施設を作るということは、私は到底理解出来ない訳であります。

その後の議論の中で、新しい道の駅にはそういう対応ができるような避難スペースを屋上に作るという基本設計が先月示された訳であります。

しかしながら今年は新たに、今日、新聞報道でもありましたけれども、前浜の海水浴場にシャワーを設置したり、えびす浜に大幅な改修をして海水浴場を建設する訳であります。

もし、この道の駅が完成したとするなら、その海水浴のお客様も含めて、相当数、夏の時期に殺到する訳であります。

このような、もし、地震、津波が起きたとしたら、大変危険な場所であります。子育て世帯の親御さんが町に求めておりました、安心して遊べる屋内の広場という、そういうような安心して遊べる場ではないと私は意識をしております。

次に、2点目でありますけれども、今日、町の中にはこの構想につきまして、疑問や反対の声が非常に多く私の周りでは起きております。その主な要因は何と言っても、町民の皆さまに対する適宜、適切な情報が開示されてこなかったと言う事であります。

昨年10月、22億円という総事業費の基本設計が示されました。そして12月には町民の皆さま対象に、まちづくり懇話会2箇所、40数名の参加者だけでございました。

やはり、町の皆さんは情報が無かったために、反対や色々批判の声が出ました。そ

うというような報道を見た訳であります。

私は、こういう施設が成功するには、まず大事なことは町民の皆さまが信頼して、親しまれる施設であること。そして、町の皆さんが積極的に遊具施設を使ったり、道の駅に買い物して頂く。こういう施設は観光客だけに依存しては、なかなか成功がおぼつかない訳であります。何と云っても、地元の方が優先的に愛され、使用して貰える施設にすべきというふうに考えております。

私は、そういうことを含めまして、3月定例会におきまして、町長に対しまして、まだまだ説明が不十分であります。丁寧な計画に対する財源を含めた全体構想を含めた説明をすべきというふうに採算要請いたしましたけれども、残念ながら町長の答弁は今後の議会議論を通じて町民の皆さんに理解をいただくと。町長が町の皆さんに積極的に出掛けて行って説明責任を果たすという、そういう姿勢が見られなかったわけがあります。

以上の観点から、私は今回の住民投票条例の制定に賛成を示すものであります。幸い、この条例の第7条には、住民投票にあたりましては、町長、選挙管理委員会がきちんと公平に、この今回の情報を町の皆さんに提供して公平な判断を仰ぐべきという条項もあります。そういう観点から、この度の住民投票条例に賛成をするものでございます。

どうぞ議員各位の皆さんもご理解を頂き、賛意の程お願いを申し上げて、私の討論といたします。ありがとうございました。

(議長)

次に原案に反対者の討論を許します。

討論希望ございますか。

「西海谷議員」

議長。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

おはようございます。(「おはようございます」の声。)

それでは私の方から、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について反対の討論を致します。

町が推進している北の江の島拠点施設(仮称)道の駅かもめ島整備事業については、町のシンボルかもめ島を拠点としながら町の将来、地域の活性化に向けて必要な事業であります。この間、江差町議会としてもかもめ島周辺の利用計画に関する事務調査、

親子が楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査を発議し、全体計画の早期策定や施設機能のあり方などの意見を付しながら調査報告をまとめ、本事業を推進する立場で建設的に議論を交わしました。

私たち議会は二元代表制の元、町民の代表として議会の場において是々非々にて対応しております。これらは経過を踏まえ、この度の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票を行う事は、私達議会が、この間議論し決定したことを自ら否定することとなります。

次に、本住民投票条例案の内容につきまして意見を申し上げます。

住民投票を実施することについて、その意義が必要性を見出すことが出来ないものと考えていますが、仮に住民投票を実施することになった場合には、次のことについて本件事業案の整理が必要と考えております。

第1条には、かもめ島の道の駅建設に関して、町民の意見を明らかにするための住民投票を行い、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とするとあります。かもめ島の道の駅建設については、議会制民主主義に基づき議会における審議、検討が行われ、町は議会の決定を踏まえ、かつ町広報等により町民に情報提供を行い、町の方針に対して理解を求めながら進めてまいりました。

しかしながら、同条例によれば、住民投票をしなければ町政は民主的ではなく、健全な運営を図っていないと述べているものと言い換えることができます。これは、議会制民主主義に基づき適正な手続を経て取り進めてきた本件事業の実態と相反するものであります。

次に、本件条例による住民投票は、条例案による題名及び第2条第1号では建設計画の賛否を問うているのに対し、請求の要旨では、建設費用の増額を理由とした建設事業の是非について町民の意見を明らかにするためとあり、かつ第6条第2項においては建設に関して反対か賛成かを○で囲んで記載する方法とされていることから、本件事業について選択肢を示すことなく、単に賛否を問うものでございます。

請求の要旨にもあるように、町費支出の費用増大により、計画の一度中止を求めており、これまでの住民投票実施に向けた取り組みについては、かもめ島の道の駅建設には賛成する一方で、当初計画から増加した費用の支出に反対であると、このような意見を基に進められてきていると思われまます。

この投票方法は、本件事業に対し反対として投じられた投票について、そもそも本件事業に反対であるのか、本件事業には賛成であるのか、建設費用等の見直しを求めらるものであるのか、そのような判別ができません。

したがって、第2条第2号の町民の意見が正しく反映されるものでなければならぬと規定されていながら、本件条例による住民投票では、本件事業に対する町民の多様な意思の把握は困難であり、その投票結果をもって本件事業の実施の可否を判断することは不適切であると考えております。

第4条には、条例施行から30日以内に住民投票を執行するとありますが、施行期

日は公布の日からとなっております。江差町選挙管理委員会においては、第6条に投票用紙の製作、点字投票は別に定めることとされ、第7条による広報の発行、広告の掲載などの必要な広報活動を行う。また第9条では投開票会場や職員の確保等は規定で定めるとあります。投票執行にあたり、これまでの選挙期日を踏まえ、仮に日曜日で投開票を行うとすれば、非常に短い準備期間での投開票を行うこととなり実施可能なのか疑問を感じております。

第7条に、第1項、適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供、第3項、投票の判断をするのに必要な広報活動、第4項、反対、賛成の意見を公平かつ中立に扱うとありますが、町は事業実施にあたり適宜必要な情報は発信及び公表しており、本件条例案の意図する適切な情報及び判断をするに必要な広報が何を示しているのか分かり兼ねますが、これまでの情報も含めると公平でないと言われることも想定されますので、文言の精査が必要であります。

第12条で、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとありますが、どのような規則とするのか、これも文言の精査が必要であります。

その他、本件条例案については、誤字や脱字、用事用語の誤り等の問題点が多数あることから、本請求は適正且つ有効と認められません。

以上のことから、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定に対し反対の立場から討論致します。

何卒皆さま各位の良識のある判断の上、賛同をいただけることをお願いを申し上げて私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

(議長)

次に、修正案（正：原案）に賛成者の討論を許します。
討論希望ございますか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

おはようございます。（「おはようございます」の声。）

私は賛成討論させていただきます。

道の駅は町民に理解されていますか。私は理解されていないと思います。だから町民は町長に対して住民投票を求めるようなことが起きたと思います。

では道の駅に対して、町長は町民に対して対話や説明会を何回やったかご存じです

か。先程、飯田議員もお話してましたが、2回しかやってないんですよ。その1回目が令和3年7月から9月にかけて町内の団体関係機関、8団体、40人として行い、令和4年3月の北の江の島事業にその内容を載せました。それがこれです。これの40ページに載っております。

では、令和3年の人口は何人でしたか。7,185人です。それに対して40人の意見を町民の声として基本構想に掲載してあります。40人は全町民の0.56%です。この数字は多いか少ないかは皆さん分かりますよね。

そして2回目、先程、飯田議員もお話しておりましたが、今年の12月17日、18日、懇話会が開かれました。その参加人数は保健センターで30名。そして水堀で12名、合計42名です。令和6年の人口は6,693人です。42人は、全町民の0.63%しかないんです。先程1回目と2回目の参加人数を併せても全町民の1.2%の82人の町民の声を江差町全員の声として事を進んで行っているのが、今の現状です。皆さんどう思いますか。説明不足ではありませんか。私はそう思います。

そして懇話会では、町民から経済効果の質問をされても、答弁が出来ず、事業者が決まったら事業者から提案を受けると答弁し、どんぶり勘定で道の駅を進めていることもおかしくありませんか。

また町長は、11年前に町民の審判を受けてから、この間、一度も審判を受けておりません。まして、道の駅の構想が出てからも無投票で棚ぼたで町長をやっていますか。住民投票を行えば、うるさいです。

議長。

(議長)

打越議員、打越議員、あの私語謹んで下さい。

今、討論してますんで。打越議員、今討論してるんで、ちょっと黙って下さい。お願いします。

「打越議員」

はい、分かりました。

「増永議員」

いいですか。住民投票を行えば道の駅事業が、本当に町民が望んでいるのか。また、町長の政策が正しいのか間違いなのかははっきりと分かると思います。

それから、選管から出された資料の添削を行い、その添削内容で住民投票を判断することは視点がズレてるように思います。多少、誤字脱字があっても選管は法律上問題はないから議会資料として提出している物に何故資料の添削内容で住民の住民投票の賛否を判断するか私には理解出来ません。

それよりも大事なことは、町民約150人が勇気を持って実名を出してまでも住民

投票を望んでいることです。

しかし、それを取りまとめる田畑議員は確かに、多少、言動には問題がありますが、江差町初の試みである、住民から住民投票という町民の声を町政に反映することが私達議員の仕事ではないでしょうか。

議員として住民投票を実施しましょう。宜しくお願いします。

(議長)

傍聴者の方、駄目ですよ、発言。

ちゃんとルールあるんですから、傍聴者の方、発言するようでしたら退出して貰いますからね。

「増永議員」

私はいいですか。

(議長)

よろしいですよ。

「増永議員」

どうもありがとうございました。「(傍聴者からの拍手の音。)」

(議長)

次に原案に反対者の討論を許します。

討論希望ありますか。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

おはようございます。

かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定に対し、反対の立場から討論致します。

本条例案は、かもめ島における道の駅建設計画の是非を住民投票によって決定しようとするものです。この住民投票が本当に必要なのか慎重に考えるべきです。

まず、本計画は地域の活性化や観光振興を目的とし、町や議会が長年に渡り検討を

重ねてきたものです。住民の意見を大切することは当然ですが、町民が選んだ議員が十分な議論を尽くし、最善を決定、最善の決定を下すという現在の仕組みは、正に住民の意思を反映するために存在します。

従って、議会が適切に機能している中で、改めて住民投票を行う必要があるのか疑問が残ります。

次に住民投票には多額の費用がかかります。投票の準備や広報活動、開票の作業に係る費用は決して小さなものではありません。この貴重な財源は福祉や教育、道路整備、防災対策といった住民の生活を直結する施策にあてることも可能です。限られた予算の中で、本当に住民投票を実施することが最善の選択なのか慎重に考える必要があります。

議会では、様々な立場の意見を聞き、時間を掛けて多角的な視点から検討が行われています。

一方で、今回の条例制定の為に集められた署名の中には、本人の意思ではない署名が含まれ、取り下げられたケースも確認されています。提出されている用紙では情報の片寄りによって判断が左右される可能性もあります。

このような状況には、住民投票の公正性にも疑問が残ります。議会は住民の皆さまが選んだ代表が徹底した議論を行い、最適な決定を下す場です。このような慎重な決定こそ、専門的な知識と十分な議論を経た上で、行うべきであります。

以上の理由から、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定に対し反対致します。各議員のご賛同をお願い申し上げ、私の反対討論を終わります。

(議長)

次に原案に賛成者の討論を許します。

討論希望ございますか。

「田畑議員」

はい、議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

おはようございます。(「おはようございます」の声。)

私、今朝、あの、なんとこの議場で反対討論の夢を見て、今朝、目が覚めました。何でしょうか、これは。つまり自分もまだ多少、勘違いやらどうなんだろうってことが日々思っております。

で、まず本題に入る前に、あえて今この事をお伝えしたい。少し整理をしてお話を

したいと思っております。

それは我々議員の中でも、今日傍聴席に来られている皆さん方も相当勘違いやら色んなことが思っていると思います。それを少し払拭したいと思っています。

というのは、基本、根本は道の駅の建設計画に反対です。だから今ここに立ってるんですが、まず反対です。

ところが、この条例案に対しては賛成なんです。逆にいうと道の駅建設は賛成ですとすれば、この条例案は反対です。こういう今状況になっていると思うんです。ですから皆さん多分、混乱しているはずですよ。ですから今日私が反対討論の夢を見たと思います。先にまずこのことをトピックスをしてお話をしたいなと思っております。

では何故、今日このような状況になっているんでしょうか皆さん。たった1つです。情報が今この我が国は民主制度の国であります。国連の加盟国198の中でも透視して素晴らしい国だと私は思っております。それはきちっと情報が提供され公開され更には共有されているからだと思います。で、あれば今日はこのような会議はないはずだと思っております。

先程、何人か話しておりましたけれども、去年の12月17、8日と町長懇談会、ま、40数名と聞いておりますが、その時初めてこの道の駅計画を知った方がほとんどじゃないですか。

つまり情報が、この国の、またこの地域のコミュニティーを左右することで本当に民主国家の民主制度の一丁目一番地がきちっと移行されていないから、町民の方が勇気を持って道の駅はやめなさいと。我々と行政に対しての不信感です。要は簡単に言いますと、用を果たしていない、そういう町民の声が今、今日この状況になっていると私は思います。

そこで、あと少しですが、じゃあ皆さんも大変知りたがっているであろうと思えますけど、数字をここで少しお話をしたいと思えます。

まず、この道の駅、照井町長の主幹事業であります。北の江の島構想のメイン事業道の駅でございます。これは平成30年から始まりまして。道の駅の北の江の島構想の拠点整備から始まりまして。それから4年後。令和4年の3月に初めて今日ここで私、あえて資料持っていません。本当はパネルでちゃんとやるつもりだったんですが、議長の方から止めれと言われました。だから今なにも資料ありません。増永議員ちょっと出しましたけど。資料なしで言葉だけでやってくれということだったんで、今言葉だけで皆さん方に説明しております。先ず始めです。

それから4年後。令和4年の3月に初めて道の駅のことが出て参りました。金額は7億9千万です。その間は我々も町民も全く知りません。

2番目として、昨年令和5年の7月です。私と増永議員はまだ一町民ありました。全く情報は知りません。初登場の8月に初めて資料見て、その時は12億9千万でした。その間も全く情報はありません。これ現実です。

更にもっと驚いたのは、去年の令和6年10月です。22億900万です。また、

驚きました。ただ、驚いただけであります。その間もそれなりの行政の方から説明ありましたけれども、未だに私も全容は把握しておりませんし、ましてや、町民は全くゼロだと思っております。ですからその年の令和6年の12月17、8日の懇談会で町民が怒り心頭で今日こういう形になっていると思います。

大変勇気のある方だと私は思っています。ま、江差町で、最初で最後になるか分かりませんが、こんな条例を私は作って提案させて頂きました。勿論素人です。プロがやっても相当時間がかかります。私も慣れないツールで勉強し、調べてこのように出しました。これについて、色んなお冷や訂正やらお叱りも受けましたけれども、甘んじて受けております。反論はすべきはありません。

「塚本議員」

議員の立場で説明しろ。

「田畑議員」

ま、今、塚本議員も仰ってましたけど、結論を申します。

私はこの道の駅計画に反対でまず表明しました。そして今日の私の提案したこの条例案には賛成であります。どうぞ議員諸兄の皆さまには大人の対応をしていただきたい。

最後に切に申し上げて、私の起案者として、また一議員としての意見に代えさせて頂きます。本日は誠にありがとうございました。

(議長)

次に原案に反対者の討論を許します。

討論希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「打越議員」

田畑、少し長げんだよ。

(議長)

打越議員。

「打越議員」

休憩中だから。

(議長)

なんも休憩してないですよ。

「小野寺議員」

私は、今回の住民投票条例案に反対の立場から討論したいと思います。

私、今、賛成討論、反対討論聞いて、改めて冒頭述べたいと思うんですが、今日この臨時議会の議題は江の島構想（新）道の駅の賛否を問う議会ではありません。議題ではありません。あくまでも提案されている住民投票条例、これにこの議会が賛成するか、反対するかここは改めて確認したいと思います。あの傍聴者皆さんも確認して頂きたいと思います。

もし江の島構想に、また（新）道の駅この建設に賛成か反対かの論議になれば、また違った論議になってきます。勿論、この条例の背景は北の江の島構想道の駅建設に関しての賛否を問う条例案であります。その点をしっかり、私は踏まえて討論をしたいと思います。

それで、基本的に憲法で保障されている直接請求に基づいた今回の住民投票請求、そしてご自分の事情、要件が達したので、条例案として出て参りました。

私は、基本的に憲法、そして地方自治法にしっかりと裏付けされている直接請求、そしてこの住民投票条例に関しては、それは町政において問題が二分する、大きく割れるそういう課題は当然あるし、今回も勿論、先程来、論議ありましたが、まだまだ住民の中にはよく知られていないということもあります。

問題は今、この瞬間で条例案が出されております。その条例案の賛否を問うという事を私はしっかりと反対という意味で観点を述べたいと思います。

で、最初に述べておきたいのは、兎にも角にも背景の北の江の島構想の考え方の前に条例案そのものについて、私はやっぱり述べたいと思います。条例案を作るその手前の署名行動も含めて問題を述べたいと思います。

先程、増永議員も仰っていましたが、勿論、署名行動等は大きな住民の皆さんの中で取り行われる。

しかし、条例案が出された以上は、しっかりと法律に基づいた行為、法律に基づいた署名行動、これが無ければ当然、議会としても判断を仰ぐ中で大きな争点になります。その点、ま、先程来、出されておりますし、先だつての特別委員会でもかなり問題点が明らかになりました。

私はそれを反対討論の中として指摘せざるを得ません。1番、私言いたいのは、まずその署名についてで、署名行動についてであります。

一昨日、委員会で論議なって分かったことですが、個別の細かいことは、ま、省き

ますが、法律に違反した疑いが強い、疑われる行為等、何点か選管側の見解、数字等、そして、委員会での委員からの発言も含めて、これは重大な案件だと私は思っております。参考人は、ま、適正に行ったとかそういうように発言しておりますが、これをしっかりと、私、正していかなければならない、この短い期間で私は重大な行為が出されているとすれば、私はこの条例案に賛成するわけにはいかないといふうふうに考えます。

そして、書面の中でもう一つありましたのは、住民にどのようなアナウンスをして署名行動を行ったのか。これも委員会の質疑で少し明らかになりました。先程来、ま、賛成側という立場で、ま、議員である提案者、今回の請求者も発言しておりましたが、建設が大変だ、大変だ、この大変だっていう中身で例えば8億が22億になった、7ヶ月というたった短い期間でなんということになったんだ。こういう要旨も含めて署名行動をされたと思います。これは確かに7ヶ月という短い期間で何も知らされていないで、膨大な金額に膨れ上がったんだということが本当だとすれば、これ大変ことですが、事実は違います。ま、2年6ヶ月の間で、しかも議会の中でも一定程度出されてきたことでもありますし、請求者である本人もここにいましたが、で、特別委員会では7ヶ月間というのはミスでした。うーん、何て言う言葉でしょう。ま、要するにミス、認めました。

でもこれは、特別委員会でミス認めたからで済む問題ではありません。もしかしたら重大なアナウンスをして事実誤認のことをお話して署名を集めたと言う事になれば、やはり私は今回の署名そして、条例案そのものに異議を言わざるを得ません。

そして、出された条例案、これも勿論、請求者である議員は色々お話しておりましたが、出された以上は新人だろうと、あまり深くしっかりと、時間がなかっただろうと、しっかりとした、議員だろうと誰だろうと条例案は条例案として、正しい物を出さなければなりません。その、条例案によって、もしかして、可決されればそれで署名、条例可否、建設可否の住民投票行う訳ですが、その条例案たるもの、先程来出されておりますが、誤字、脱字だけではない。文書もしっかりと精査しなければならない内容があります。現時点の条例案はそのままです。請求者、議員から修正の届け出も議会に提案もありません。現時点で間違っただけの条例案であります。

そして、その条例案の中も問題点があります。これも先程出ておりましたが、30日間で30日間で投票を行います。私は先程言いました、町民の二分するような問題、ま、あってもいいだろうと思いますが、仮に今の状況で30日間で住民投票したとすると、これはとても無理。

その理由1、2述べますが、まず先程来出されておりますけれども、規則委任というのがありまして、条例だけでは物事が動かない。これは何事にもあります。条例は議会で決めて、あとは理事者側の方で細かい規則を作る。ここで賛否問うではなくて、理事者側の方で規則を作るんですが、それも一定程度、日数かかるんです。30日以内にこれをしなければならない。これも大変な事です。間に合わないかもしれない。

それから、これも先程来出ておりますが、しっかりとした住民周知、広報、これもしなければならぬ。私、この間も他の委員、賛成討論でおっしゃった通り、私も確かにまだまだ町長初め、理事者側の町民に対する説明、懇談会も含めて、私も足りないと思っております。先だつての定例議会でもそれは一般質問で町長に求めました。

つまり、それを住民投票かけるとすれば尚更、しっかりと住民の皆さんに今の北の江の島構想、そしてそれに基づく新道の駅を建設する際にこういう、こういう、こういうことになって、こういう観点で判断しましょうというものを作って、こうこうするには果たして30日間、間に合うのか。30日にギリギリに出されても困りますね。住民の皆さん、判断するのに。そうするとまあ一定程度早い段階に広報等出されなかったら判断できませんから。とても、30日以内の投票ということには私はならない。つまり、条文から見てそういうふうに思っております。

で、あとちょっと最後になりますが、私、この北の江の島構想道の駅に関して、住民にまだまだ知られていないという観点でちょっと2点、述べたいと思うんですが、で、1点は、町広報に確かにこの間、3年間で3回町広報で載りました。計5ページ、一定程度内容等は載っておりますが、しかし、残念ながら町民の皆さん見てない方もいらっしゃると思います。

最近、確かに田畑議員等の請求行為で署名入ってそこで、町広報見て後から見て分かったとかいう方もいらっしゃいましたが、なかなか残念ながら町広報だけではまた、議会広報の中でも議員でかなり活発にここでも行われましたが、必ずしも、よく知られている訳ではない。まだまだ、私は、この内容について知らせなければならぬ。これは先程言った仮に住民投票やったとしても同じ問題ですが、これはやってもやらなくても必ずしなければならぬ問題だということについては触れておきたいと思っております。

そしてもう1つ。最後になりますが、先程、お金の話もちよつとしましたけれども、住民の皆さんに説明するには、大変面倒な問題。財政にどれだけ負担がかかるのか。特別委員会の時に、私も請求者たる議員である田畑さんにも質問したんですけど、財政に大変な負担がかかるという話を田畑議員、請求者しておりました。

ま、そういう観点で町民の皆さんにももしかしたらアナウンスしているのかも知れませんが。財政に負担がかかる。これはちよつとここで説明すると大変長く時間掛かっちゃうんですが、ちよつと皆さん申し訳ないんですが、補助金が半分、残りの起債で充当する部分がありますが、その起債も8割までは国の交付で、つまり、町の負担はないんです。というようなことは残念ながら我々議員としてもしっかりと町民の皆さんにアナウンスしていない部分もありますし、必ずしも、町広報にそういう詳しく載っていない、こういうことについてやはり私はこの住民投票の30日間という短い期間でやるのはあまりにも難しいそういうことを思いまして私は今回の請求者から出されております住民投票条例案には反対と致します。以上です。

(議長)

次に原案に賛成者の討論を許します。
討論希望ありますか。

(議長)

無いようですので、次に原案に反対者の討論を許します。

「塚本議員」

はい。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

先程、特別委員会での報告があり、この中ではこの条例に対する制定に対する反対というような結果に導かれております。

傍聴者の方も詳しく内容は分かりませんが、この特別委員会の中で参考人質疑を実施しております。この中で、この住民投票条例の署名活動の中で、かなり虚偽あることが本人とも確認をされました。その一部では、高齢者の為に私が代筆したということも言われています。これは非常にこの条例自体の審議が疑われるものであります。

このような投票条例、これの中身については選管に提出されるとその中に誤字、脱字があろうと選管は受理せざるを得ないんです。

そして、この中で数多くの人の15名ですか、15名が署名者の中から認められないという事実もあります。

更にこれを突きつけますと、地方自治法第74条の4、第2項、ここには条例の制定もしくは改廃の請求者の署名を偽造し、若しくはその数を増減した者、又は署名者その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、3年以下の拘禁刑又は50万以下の罰金に処すると明記されております。

この後、選管がこのような事である、この提案に対して提訴すると大変な問題であります。このような住民投票条例が賛成する議員がおられるとすると、私はそれを審議を疑う事になります。

是非この投票条例に対しては反対という意見を議会の意思として表していただきたいと思っております。ありがとうございました。

(議長)

他に討論希望ございますか。

(「なし」の声。)

(議長)

討論なしと認め採決に移ります。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立少数であります。

よって、議案第1号については、否決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これで、会議を閉じます。令和7年第2回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、長期間大変お疲れさまでした。ご協力、ありがとうございました。

閉 会 10:51

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員